

## 砥部町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定補助金交付要綱

令和2年5月18日  
砥部町告示第113号

### (目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高減少等事業活動に支障が生じ、活動継続のため融資を受けた中小企業者等に対し、運転資金等を補助することにより、その経営の安定を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 政府系中小企業融資機関が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度又は愛媛県が実施する新型コロナウイルス感染症対策資金の融資等の決定を受けた者
- (2) 町内に住所（法人の場合は、本店等の所在地）又は主たる店舗若しくは主たる事務所を有する者
- (3) 町内で事業活動を行う者
- (4) 町税を完納した者

2 前項の規定にかかわらず、この告示の日以後に前項第2号又は第3号に該当した場合は、交付対象者とししない。

### (補助金の対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 運転資金
- (2) 借入金借換え
- (3) 借入金返済
- (4) その他中小企業者の経営安定のために必要なもの

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、第2条第1項第1号の融資制度による融資決定額の3分の1とし、50万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

3 補助金の交付は1回限りとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、砥部町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提

出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは砥部町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条に規定する交付決定を受けた者(以下「補助中小企業者等」という。)は、令和3年3月31日までに、砥部町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定補助金実績報告書(様式第3号)に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、必要な審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、砥部町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定補助金確定通知書(様式第4号)により補助中小企業者等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた補助中小企業者等は、砥部町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定補助金精算払請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条に規定する請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 前2条の規定にかかわらず、町長は、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助中小企業者等が、前項に規定する概算払を受けようとするときは、砥部町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定補助金概算払請求書(様式第6号)を、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助中小企業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他この告示の規定に違反したと認められるとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は町長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。